

奈良県告示第八十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和三年六月二十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
吉村 百助	社会医療法人健生 会土庫病院	大和高田市日之出 町一二番三号	内科（肢体不 自由、心臓機 能障害、呼吸 器機能障害）	平成二十二 年一月二十 九日
田中 正己	医療法人田中泌尿 器科医院生駒診療 所	生駒市東松ヶ丘一 五―三〇	泌尿器科（じ ん臓機能障害 ）	平成二十八 年九月三十 日
馬場 宏	社会医療法人健生 会土庫病院	大和高田市日之出 町一二番三号	内科（肢体不 自由、心臓機 能障害、呼吸 器機能障害）	令和二年四 月三日